

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条の規定に基づき、監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を別冊のとおり公表する。

平成三十年三月十九日

広島県監査委員 安
赤 奥 東 安
木 井
稔 兆 保 裕
明 生 幸 典